

# 7月に納税通知書・被保険者証を発送します

## 国民健康保険

日本では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、納めていただいた保険料と、国などからの補助金を財源にして皆さんの健康を支えています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増加、医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しています。大切な保険料を有効に使うためにも、健康管理に十分心がけましょう。

### 世帯主宛てに納税通知書をお届けします

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に加入者がいれば納税通知書が世帯主に届きます。

- 普通徴収の人  
1期（7月）から9期（令和6年3月）の9回に割り振っています。
- 特別徴収（年金からの天引き）の人  
令和5年度の年間保険料額から4月・6月・8月の特別徴収額を差し引いた額を、10月・12月・令和6年2月の3回に割り振っています。

### ◆年金天引きから □座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険料を年金から天引きしています。これを申請により□座振替に変更することができます。

### ◆保険料の減額制度

離職日の時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をした人の前年の給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。雇用保険受給資格者証（または雇用保険受給資格通知）とマイナンバーカードを持参し申請してください。

### 【該当する離職理由コード】

- 11・12・21・22・23・31・32・33・34
- 【対象期間】  
離職の翌日の属する月から翌年度末まで

### 被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日（月）です。8月1日（火）から使える被保険者証は7月下旬に順次、簡易書留で郵送します。8月1日（火）からは新しい被保険者証で診療を受けてください。

また、有効期限切れの被保険者証は、返却不要です。期限翌日以降に裁断するなどして処分してください。



### ◆有効期限を確認してください

今回発行する被保険者証の有効期限は令和6年7月31日です。  
※次の場合は期限が異なります。  
○70歳になる人  
70歳になる月の末日（1日生まれの人は前月末）  
※70歳になる月の中旬（1日生まれの人は前月中旬）に「被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。

### 加入や脱退手続きは 14日以内に

保険料は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市で届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険への加入資格が発生した日の属する月をいいます。

届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。また保険料は国民健康保険資格の発生日までさかのぼって納めていただくこととなります。  
ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、その月分からの保険料は課税されませんが、届け出が必要です。

## 国民年金のはなし

### 国民年金保険料の 免除制度をご存じですか

保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

### ◆保険料免除制度・ 納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、利用できます。

※申請者本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。

### 【対象期間】 7月～翌年6月分



### ◆学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### 【対象者】

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（修業年限1年以上）である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人

### 【対象期間】 4月～翌年3月分



### 免除された期間の保険料と 年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付した時より将来の年金額が少なくなります。ただし、これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。

※いずれも、原則として毎年申請が必要です。

※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。申請対象期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、速やかに申請してください。



【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp

### 【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22・9659 FAX 26・0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp



## 市営住宅の入居者募集

### 【募集戸数】

- 荒木団地 1戸
- 木根団地 1戸
- 下川原団地（子育て支援世帯）2戸（内1戸は優先入居）

### ※単身での入居不可

※子育て支援世帯は、0歳から義務教育終了までの子と同居し、かつ養育している世帯  
※子育て支援世帯のうち、優先入居の対象世帯は、ひとり親世帯・老人世帯（60歳以上）・心身障がい者世帯・生活保護世帯

### 【入居資格】

- 次のすべてに当てはまる人  
○市内在住または在勤の人（外国籍の人は、国内に2年以上継続して居住していること）  
○同居人も含めて市税などを滞納していないこと
- 過去に市営住宅に入居していた人で、家賃・駐車場使用料・共益費などを滞納していないこと
- 現在、住宅に困窮していることが明らかであること
- 同居しようとする親族（婚約者を含む。）がいること
- 公営住宅法に定める所得基準に適合していること

○独立の生計を営み、入居者と同以上の収入がある連帯保証人が原則2人いること（連帯保証人は市内在住もしくは在勤であるか、または入居者の親族であること）ただし、入居者に特別な事情（高齢者、障がい者、ひとり親など）がある場合は、連帯保証人が1人または免除となります。（免除の場合、緊急連絡先が必要）

○暴力団員でないこと

### 【申込方法】 住宅課各支所（上野支所を除く。）にある申込用紙に必要事項を記入の上、郵送または持参で下記まで。優先入居を希望する人は、証明書などを添付してください。

※持参の場合は各支所（上野支所を除く。）でも受け付けます。

### 【申込期間】

7月12日（火）～19日（水） ※必着  
午前9時～午後5時  
※土・日曜日、祝日を除く。

### ◆公開抽選会

【とき】

8月18日（金） 午前9時30分～

【ところ】

本庁舎 3階会議室301

【申込先・問い合わせ】 住宅課 ☎ 22-9737 FAX 22-9736 ✉ jutaku@city.iga.lg.jp

